

●香川県告示第183号

平成19年香川県告示第513号（港湾施設（小型船舶用泊地）の供用開始）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
港湾名	港湾施設の種 類	名 称	位 置	泊地 区分	港湾名	港湾施設の種 類	名 称	位 置	泊地 区分
引田港	水域施設 (小型船舶 用泊地)	略			引田港	水域施設 (小型船舶 用泊地)	略		
略					略				
豊浜港	略				豊浜港	略			
略					略				
〃	〃	和田浜突堤前泊地	観音寺市豊浜町姫 浜地先	略	〃	〃	和田浜突堤前泊地	観音寺市豊浜町姫 浜地先	略
〃	〃	和田浜1号けい船 岸前第1泊地	略		〃	〃	和田浜1号けい船 岸前泊地	略	
〃	〃	和田浜1号けい船 岸前第2泊地	〃	C	〃	〃	北防波堤前泊地	略	
〃	〃	北防波堤前泊地	略		〃	〃	北防波堤前泊地	略	
略					略				